

平成29年第4回定例会議事日程（第2号）

平成29年12月8日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第61号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第62号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第63号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第6 議案第64号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第65号 平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第66号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第67号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願

平成29年第4回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成29年12月 8 日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 12月 8 日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、岸本議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第60号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

地方公務員法の育児休業等に関する法律が一部改正され、一般職の非常勤職員の育児休業の期間が、最大で、養育する子が1歳6カ月に達する日までから2歳に達する日までに延長されたことに伴い、法律に基づき必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書2ページをお願いします。資料ナンバー1、新旧対照表1ページもあわせてごらんいただければと思います。新旧対照表は右側が現行で左側が改正案、下線を引いたところが改正箇所となっております。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例（平成29年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、——これは1歳6カ月到達日と読みかえる箇所を「第2条の3第3号において」と限定しておりましたが、この改正条例により追加される条文の中にも読みかえる箇所が存在するため、「以下」とするものでございます——。「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。これは、この改正条例で追加される第2条の4の規定に該当する場合には、養育する子が2歳に達する日まで育児休業することができるとするものでございます。

新旧対照表は3ページでございます。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。これも先ほどと同じく法定等育

児休業と読みかえる箇所が追加された条にも存在するため、「及び次条」を加えるものでございます。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

第2条の4は、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合でございます。育児休業法第2条第1項で条例で定める特別な事情に該当する場合には、非常勤職員の育児休業の期間を、最大、養育する子が2歳に達する日まで延長することができるものと定められております。本条は、その特別な事情を定めるものでございます。

第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

第1号、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において法定等育児休業をしている場合。

第2号、当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合。

延長できる特別な事情とは、養育する子が1歳6か月に到達する日に現に当該子または、その配偶者が法定等育児休業をしている場合において、規則で定める場合に該当するときは、引き続き最大2歳に達する日まで育児休業をすることができるとするものでございます。

この規則で定める場合とは、保育所の入所を希望しているけれども入所できない場合、または1歳6か月到達日後に子を養育する予定であった配偶者が死亡、疾病等により養育することが困難になった場合を想定しております。

第3条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。第3条第7号の規定は、育児休業を再度取得できる特別な事情を定めるものでございます。育児休業の取得は原則1人の子について1回に限られておりますが、この改正条例で追加された第2条の4の規定に該当する場合においても、再度取得ができるとするものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。

また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしくお願いいたします。

なお、いつも言っているんですけど、なかなか守られないので、今日は特に質問者、答弁者の発言は挙手し、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。これをお守りください。以上のことを必ず守っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今るるの説明があったんですが、法と条例に照らして町独自の改正部分というのが、今回の改正の中であるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 法律に基づいて、特別な事情を今回条例で定めております。国の準則等に基づいて定めております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 探していたんですが、ちょっと時間がなくて。今説明の中に保育園ですか、育児の保育園とか、そういう預けるところがないということが条件という課長の説明があったと思いますが、それちょっと確認お願いできますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

申し込みをしているけども入所できない場合ということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） それで、自分の意思で1年半とか2年とか育児、自分の手元でしたいという場合は、これに該当はしないということでしょうか。それ、確認お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 一般職の常勤職員の育児休業につきましては、1年が原則でございます。そういった理由があつて延長しなければならない特別な事情がある場合は、9月の条例でも説明いたしましたが、まず1歳6カ月まで延長できます。さらに同じような条件が重なった場合は、今回2歳まで延長できるというように改正をするものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号職員の育児休業等に関する条例の制定については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第3. 議案第61号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第61号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。議案第61号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは総務省が普及を促進する地域おこし協力隊について、本町で任用を行うに当たり、その報酬等について規定すべく所要の改正を行うものでございます。

特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第47号）の一部を次のように改正する。

それでは、議案書の5ページとあわせまして、先日、差しかえをお願いいたしましたお手元の資料ナンバー1の新旧対照表の5ページ、6ページを御参照ください。傍線の箇所が今回の改正の部分でございます。

別表中59の項を61の項とし、43の項から58の項までを2項ずつ繰り下げ、42の項の次に次のように加える。43項、地域おこし協力隊員、月額16万6,000円、44項、地域おこし協力隊員（専門性の高いスキル又は経験を有する者）、月額20万8,000円。この地域おこし協力隊とは、地方において地域外の人材を積極的に受け入れ、活動を行ってもらうことにより地域力の維持強化を図り、さらには活動終了後も定住定着できるよう、町としてはさまざまな支援を行っていくものでございます。

最後に附則です。この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

本案に対して質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、地域おこし協力隊を来年度からに向けて導入するのに条例を改正するということだったんですが、この43番と44番、協力隊員と協力隊員の中での専門性の高い方という、こう分けているわけですが、この分けるときの基準、例えば資格が要るとか、何かそういうものがあるんでしょうか。そして、それを見きわめるのは、どこの誰がやるんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

隊員の専門性の高いスキルや経験についてですが、明文化されたものはないようでございます。よって、その採用する人物の個性に応じて柔軟に判断したほうがよいと思い、詳細に規定するというふうなことは現在考えてはおりません。

しかしながら、イメージとしてなんですが、例えば英語などの語学に堪能であるとか、パソコンなどを駆使して情報処理技術にたけているとか、これまで培った特別な経験やキャリア、また人脈を有するとか、そういったことを想定しているところでございます。そういったスキルなり経験なりがあるかということは、採用する段階での面談のところで決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の説明では、特に明文化されたものはない、資格が必要ではないということは、今回、予定では3人とお聞きしているんですが、全員が44番に該当することを前提ということではよろしいんですか。そうせんと理屈が合わないんじゃないかなと思うんですが。

それと、先ほど言われたように語学が堪能、パソコンが堪能であるというその見きわめは、誰がどのような基準で行うんでしょうか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

語学とかパソコンの情報処理にたけているとかいうようなことをイメージとしては思っているんですが、これは事前に履歴書等を出していただきます。そのときの資格とか、そういった欄に記入されていることを確認することになりますでしょうし、面談の中でいろいろお尋ねをして、その中で得る情報もあろうかと思っております。そういったところで判断をしていきたいと思っております。（「3人は、もう44番を前提と……」と呼ぶ者あり）

今回の予算で報償で組んでいる分なのでございますが、一般の地域おこし協力隊員であろうが、

高いスキルを持った隊員であろうが——それはその後に決まるんですが——予算としては金額の高いほうの20万8,000円の3人分の予算を組まさせていただいているところでございます。

誰がどのように決めていくかということですが、あくまでも今からの1月からの予定なんですが、募集をかけ、そこで必要な書類等を出していただきます。それをもって面談を行いまして、その中で決めていくというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その中でということなんですが、今回、町を挙げてやる、こういうことをおこしたいということなんだろうから、何らかの形の町としてのビジョンがあると思うんです、この方々から。先日、ちょっとお聞きした形では6項目という形で募集をかけたいと言って、かなり幅が広がったんですが、町としてはどのような方、どの分野に関して特に力を入れたいというのがあるのかないのか、ちょっとその辺についてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

現在、町が想定している活動の内容なんですが、この前の全協で6項目でという話をさせていただきましたが、その中でも4つについては取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

1つ目が町の広報活動ということで、町の広報営業マンとして、さまざまなイベントや交流会に参加して、とにかく吉富町をPRしてもらいたいなというような活動というのを1つ考えています。

2つ目が子育て支援活動ということで、子育てママの要望などを聞き取りまして、町の取り組みなどを案内、紹介するようなコンシェルジュのような役目ですね、そういった活動もしてもらえたらいいなと思っています。

3つ目が地域資源の開発活動ということで、町内の経済の活性化につなげるために、特産品や土産品などの開発に取り組んでもらったらいいなと思ってございます。

4つ目は観光振興の活動ということで、町内で観光資源の掘り起こしを行いまして、観光分野の振興などにも取り組んでもらえたらいいなとふうには思っているところなんですが、募集に際しましては余り具体的な業務概要は示すわけではなく、募集対象もちょっと広めに設定をしまして、いろんな方にとにかく応募していただきまして、その中から吉富町への思いとかやる気とか、実績とかもあるんですが、資格もそうです、そういったところも総合的に判断して、やれるところで取り組んでいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほどの説明の中で、地域外の人材を積極的に受け入れるということがございました。地域だけではなかなか気がつかないことを、ヒントなんかを出していただくちゅう期待を込めているんだろうとは思いますが。これは、たしか1年契約ちゅうんですか、どれぐらいの期間やるんですか。それを、もう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

任命は1年ということになってございますが、再任命といいますか、最長3年まで取り組んでいただくことができるようになっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。2回目です。

○議員（7番 是石 利彦君） これ付託になるんで、そこで議論するんだろうと思いますが、条件があると思うんです、募集の。要するに地域外ちゅうことですので、どこまで広げるのか。ちらっとお話があったかと思いますが、どういうところをもくろんでいるのでしょうか。どういう方を来てほしいという、何か見込みがあるんだろうかなと思うんですけど。ただ雲をつかむような募集だとなかなか難しいんじゃないかなと危惧するわけですが、その辺、もうちょっとお知らせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

この募集の要件なんですが、大きく2つございます。第1点目が、3大都市圏を初めとする都市地域から吉富町に生活の拠点を移し、かつ、住民票を異動させた者。2点目が、地域おこし協力隊として、既に他の市町村で2年以上活動し、その解職から1年以内の者であって、吉富町に生活の拠点を移し、かつ、住民票を移動させる者。この2点が要件となるわけでございます。この要件をもとに、募集に当たってはホームページ等で広く知らせていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2点お願いします。

一つは、先ほど44番の額、掛け3で予算は組んでいるということだったんですけど、募集をするときには、やはり月額幾らというのを提示されると思うんです。3名はどのような形で募集されるのか。1人と2人とか、その辺です、一つは。

それともう一つ、1年契約の最長3年ということだったんですけど、例えば1年働いていただ

いて、その方がやめた。1人空席ができるとします、3人の予定で。そのときはまた募集して、常に3名を確保されるという見通しなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

最初にありました募集のところの要件ですが、募集要件には一般の地域おこし協力隊員の場合のこの月額の金額、高いスキル及び実績、経験が認められる場合がこの金額というふうに併記した形での募集になろうかと思えます。

それから、1年で任期途中でやめられたりした場合の空席なんですけど、この地域おこし協力隊の事業につきましては、吉富町の総合戦略の中にありまして、外部の人材を活用していくというようなことで、この期間内に5名の地域おこし協力隊は活動していただくというふうに決まっておりますので、今回の募集は3名でございますが、途中でやめられたりした場合、あと、そうではなく任期が終わった後につきましても、合計で5名の地域おこし協力隊の活動はしていただきたいというふうに思っていますので、適宜募集等は考えていきたいと思っていますのでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） わかりましたか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） あと一つ。先ほど業務内容を説明されたんですけど、例えば地域おこし協力隊員として、一つの何らかの報告書というんですか、そういったもの、報告書とか提言とか、そんな形になるものも求められているというふうに思っているんでしょうか。それとも、先ほど言われたように、いろんな活動を職員の皆さんと一緒にしていくという感じなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

地域おこし協力隊のメンバーにつきましては、現在、企画財政課の課内に拠点を設けたいと考えているところでございます。基本的に、そこで顔を合わせるというふうなことによって、どういう業務がどういうふうに進んでいるのかというのを確認も我々していく予定でございますし、最後は、実績の形についての報告なりはしっかりさせたいなと思っていますのでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。是石議員。3回目です。

○議員（7番 是石 利彦君） この金額はどういうふうな算定なんでしょうか。ちょっと疑問なのは、お一人、これで生活ができるのかどうかということもあるし、この辺の算定基準というのがあれば教えていただきたい。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この地域おこし協力隊員の任用の財源なんです、1人当たり400万円までの特別交付税措置が講じられることとなってございます。そのうち、報酬についての対象の限度額というものがございまして、200万円と定められているものでございますが、専門性の高いスキルや経験を有する者については、その上限が250万円というふうになってございます。この上限のぎりぎりのところまでの金額というようなことで、一つの金額は200万円を12カ月で割った金額、もう一つは250万円を12カ月で割った金額で根拠になっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4 議案第62号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第62号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長、説明。

○税務課長（小原 弘光君） 議案書の6ページをお願いいたします。議案第62号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本議案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律及び関連省令が一部改正され、当該法律が平成29年7月31日から施行されたことにより、本条例を一部改正するものです。詳細につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表で説明いたします。

7ページをお願いいたします。題名が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例となります。この理由は、法律の題名が改正されたためです。

第1条。第1条は、法律の題名が改正されたことによる引用法律名の整備、「同意集積区域」が「促進区域」、「承認企業立地計画」が「承認地域経済牽引事業計画」、「特定事業」が「地域経済牽引事業」と用語が法律の中で改正されたことによる規定の整備、法律及び省令の引用箇所の条項ずれを正しい箇所に改正するための整備であります。

8ページをお願いします。第2条は用語の定義に関する規定であります。現行の第2条第1号は新法では対応する用語がないので削っています。同じく現行の第2条第2号に規定する特定事業という用語が新法ではなくなり、それにかわるものとして、新法では地域経済牽引事業という用語でその内容が法律の中で定義されていますので、改正案の第2条第1号で定義いたしました。

現行の第2条第3号に規定する対象施設の定義が、新法では地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に定めるものと改正されたことによる規定の整備であります。

第3条。第3条は、旧法の産業集積の形成または産業集積の活性化に関する基本的な計画が、新法では地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画と改正されたことによる規定の整備であります。

附則におきまして、この条例の規定を適用する日、すなわち平成29年7月31日より前に行われた改正前の条例に関して出された申請に係る課税免除は、改正前の条例の規定により、課税免除を行うことと附則の中で規定しております。

今回の条例改正により固定資産税の課税免除の方法、考え方、これが変更することはありません。

しかし、法令が改正されたことにより、課税免除の対象となる企業の設備投資が厳しくなると考えております。具体的には企業の売り上げ、従業員の方の給与、こういうものがふえると見込まれる設備投資のみが、今後は対象となってくると考えております。ただし、この判断につきましては、県により行われるものとなっているようであります。

以上で説明が終わりましたので、慎重に御審議いただき、御議決をよろしくをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

本案に対して御質疑はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 課長の説明を聞きまして、集積区域から促進区域へと文言が変わるということでしたけれど、そもそも、この吉富町に促進地域というのがあるのかどうか、そしてその事業者がわかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 新しい区域、促進区域ということによろしいでしょうか。促進区域に関しましては吉富町全体ということ、全域ということになっているようです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質問はありませんか。（「企業」と呼ぶ者あり）税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 企業というものは、そもそもこの考え方では事前に基本計画の中で指定するという概念はありません。地域の指定はありますけど。その中に、例えば新しく企業さんが来ていただくとか、その中の企業の中で例えば1億円以上の投資をするとか、ほかにもろもろ要件があるんですけど、そういう設備投資に対して認めていくと、そういう感じになります。企業の指定はこの時点、基本計画をつくった時点ではありません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 法がかわったことによる文言訂正が基本的であるというお話だったんですが、まず、町独自の改正部分があるのかということが1点と、先ほど29年7月31日より前の分に関してはさかのぼることだったんですが、その対象になるものが吉富町の場合はあったのか、あるのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） まず、町独自のものはありません。ただし、固定資産税の課税免除を採択するかどうかというのは各市町村に委ねられておりますので、そういう意味では町の企業誘致、この考えに基づいたものが反映されできるものと考えます。

それと、旧条例において申請ですが、2件あります。それにおきましては、今年度から来年度、再来年度、3年度間、課税免除が発生します。ですから、あと30年、31年の2年度間は、その2つの企業さんにおきましては、引き続き課税免除を行っていきます。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今はその2件、吉富町の場合はあったとなるんですが、これ例えば今年度の予算上で、このことによって減収になるとか、何かそういうものも発生するのでしょうか。ちょっとその点をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 2つの事業所に対して課税免除を今年度行っております。そのトータル金額は3,073万2,300円であります。（「減収には」と呼ぶ者あり）その分が減収になります。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5. 議案第63号 平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第63号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。ページを追っての質疑を行います。（「議長、その前にちょっといいですか」と呼ぶ者あり）はい。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の補正予算（第5号）に対して、庁舎増改築工事に伴う購入予定備品一覧というものをいただいております。これに関して内容のほうが具体的ではございませんので、まず、この内容の根拠について資料請求ができるのであれば資料請求したいと思えますが、よろしくお願ひします。

○議長（若山 征洋君） どういう内容ですか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） いいですか、済みません。これは金額など入っておりませんので、具体的に総額だけぽんと出て1,620万円という形ではちょっと審議のしようがございませんので、これについて、少なくとも大体どれぐらいなのかというのが、ある程度わからなければ審議に入れなと思います。ですので、それがわかる資料を提出してもらいたと思います。

○議長（若山 征洋君） 執行部、お願ひします。どうですか。——結局、山本議員が言いたいの、1から53まで、いろいろ庁舎増改築に伴う購入予定備品一覧表、これ名目と数量だけ書いちゃって、金額全く入っていない。トータルだけを2,600何がしかで、ぽんと出して審議しようちゃうのはちょっと無理があるんじゃないかということで、これに対する資料をお願ひしたいと思えます。

じゃあ、私のほうから執行部に資料請求を行いますので提出をお願ひします。（「わかりました。今から、すぐに」と呼ぶ者あり）いや、今すぐは出る。（「今すぐ出します」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前10時43分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（若山 征洋君） 皆さん、休憩前に引き続き再開いたします。

明細書配付終わりましたか。

補正予算書、1ページ。歳入2ページ、3ページ。歳出4ページ、5ページ。6ページ、第2表繰越明許費。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 一般会計補正予算第5号の第2表繰越明許費についてお聞きします。

今年度に募集で、4月より始めるという形で、先ほど条例のときにもちょっとお聞きしたんですが、ちょっとこの繰り越す理由と今後のスケジュールについて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この第2表繰越明許費でございます。

2款の総務費1項総務管理費で、事業名として地域おこし協力隊事業費として1,614万3,000円の繰越明許費の設定をさせていただいているものでございます。これにつきましては、先ほど御説明いたしました地域おこし協力隊につきまして、来年の3月から3名の着任を目指して、現在、事務を進めておりまして、1月より募集を開始する予定でございますが、そのためには、予算の裏づけが必要となりますので、その所要額につきまして、今回、補正予算を計上させていただいております。

なお、その予算の大部分につきましては、平成30年度の着任後に執行することとなりますので、今回繰越明許費として設定をさせていただいているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、これがまた、当初予算のほうで上がってくる形になるのかな、ちょっとその辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回の繰越明許費につきましては、3月の段階で、実際に繰り越す金額につきましての議案が出ますので、新たに、平成30年度の当初予算で計上されるというものではございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。3回目。

○議員（2番 山本 定生君） ちなみに、先ほど地域おこし協力隊の事業内容についての説明があったわけですが、あの内容を聞く限りでは、町の商工会が行っているものと、かなり大部分が、重なる部分が多いと思うんですね。

仮にこれ、地域おこし協力隊を吉富町独自で雇わずに、例えば商工会に、これを委託するという形で、この予算の申請はできないのか、できたのか、ちょっとこの辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

今回のこの地域おこし協力隊は、町が、吉富町として、地域おこし協力隊の導入を目指しているものでございまして、活動の内容によっては、商工会の活動に近い活動もあり得ると思いますが、やっていただくのはあくまでも地域おこし協力隊員でございまして、商工会とも連携できるところはしていかなければならないと思っているところでございます。

以上でございます。（「それは申請でできたのか、できなかったのか」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 申請につきましては、できないものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 7ページ、第3表債務負担行為補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第3表債務負担行為について、何で今、債務負担が必要なのか、今回の場合の必要性は、その根拠について説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

債務負担行為の理由でございしますが、30年4月1日から、直ちにスタートいたします。その前の契約が必要でございますので、債務負担行為として計上させていただいております。（「根拠は」と呼ぶ者あり）

根拠と申しますのは、先ほど申したとおり、平成30年度から行うものでございまして、契約は、29年度に行うための債務負担行為でございます。

御存じのとおり、3年間、運営も直営をしておりました。しかしながら、支援員の確保が年々困難となっております。このままの状況では、来年度、40名3クラス120名の運営が困難となる状態となっております。そこで、一部運営を民間活力に求め、これまで培った子育て支援事業を行うものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） また、これについて、補助とか交付税措置そういうものがあるのか、その参入率とか、あと、単部分があるのか、その辺の金額を教えてください。

今回1,998万円という金額の算定根拠、これはどこにあるのか、ちょっとその辺も教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 算定根拠でございます。

人件費が1,600万円ほど、あと、運営に伴ういろんな資格取得とか旅費等、それが32万1,000円でございます。あとはイベントと申しますか、学童の中でいろんなイベントをいたします。それが44万4,000円ほど見込んでおります。

先ほど、質問がございました補助金の件でございますが、3分の2が国、県からの補助金となっております。

以上です。（「今の単品部分は結局なんぼになる。金額」「金額がわからん」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 23ページに、支出予定額等に関する調書の中に記載されております。右側に財源の内訳として、国県支出金が1,322万円、一般財源が666万円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これはもう全協でいろいろ説明を受けたんですけど、この委託先の公募、公募されるんだと思うんですが、どういう方法なんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 本議会、議決いただいたなら、最終日の翌日から、直ちに提案型の公募に移りたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 対象はどういうところになるんでしょう、委託先の。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 対象は、社会福祉法人、その他今保育所も株式会社等も委託できますので、そういう保育事業にたけたところと想定をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 株式会社そして社会福祉法人、そしてプラス保育にたけたところ

ですか、それとも法人ということが必要なんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 失礼しました。

保育にたけた社会福祉法人並びに株式会社ということです。失礼しました。

○議長（若山 征洋君） いいですか。ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3問目です。

今まで町が運営していた場合、先ほど人件費を、今度の予算の中では1,600万円を見込んでいたというふうな説明があったんですが、まず町が直営していた場合、直営していて、今、しているんですね。これについてのコストというのは、どれぐらいかかっているんでしょう。それとの差額はどれぐらいになるんでしょうか。

もう一つ、今、前の議員の方が選定の内容についての質問をされていました。業者さんがいなかった場合は、4月以降どうなるんでしょうか。ちょっと、それについてもお答えください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

今、想定される人件費の差でございますが、先ほど申したとおり、人材の確保のために150万円ほど増額で予算を組まさせていただいております。29年度の予算では1,500万円、人件費がですね。そして今度新しくするところは1,650万円ということで、150万円ぐらいの増にはなると思います。

もし、の話でございますが、私としては、もしはなくて、必ずどこかの社会福祉法人もしくは企業が、手を挙げてくるものと確信をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。次に進みますよ。

8ページ、第4表地方債補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 一般単独事業債、今回、地方債でまた組んでおります。増額されておりますが、これについての交付税措置があるのか、その充当率はと、この交付税の参入率、それらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

今回、一般単独事業債ということで、補正前の額1,610万円、補正後の額として1,790万円ということで、180万円の増額の補正をしてございます。この一般単独事業債なんでございますが、起債の対象事業費の75%に充当が可能なんでございますが、交付税措置は残念ながらございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、9ページ、事項別明細書、総括、歳入10ページ。同じく総括、歳出。

次に、歳入11ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回歳入で、地方特例交付金、あと地方交付税、2つ入ってきておりますが、この交付金と交付税についての確定による、これ予算化なのか、どうなのか、財源調整なのか、その辺の説明と。

この場合、当初予算からずっときて今12月ですが、見込み額中のどれぐらいを今回予算化されたものなのか、ちょっとその辺についての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

まず、8款の1項1目1節の地方特例交付金で、今回181万4,000円の増額を補正いたしております。これにつきましては、本年度の交付額が、確定したことによる補正予算として計上したものでございます。これでも100%充当したことになります。

次の9款1項1目2節の特別交付税でございます。これにつきましては、まだ額の確定はなされたものではございませんが、年度当初の見込み額と比べまして、留保している財源等がございますので、その一部を、今回の補正財源として計上したものでございます。これによりまして、あと数百万円の余裕はあるわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 12ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 国庫補助金、民生費補助金で、この補助金、障害者福祉費補助金と、地域子ども・子育て支援事業費補助金と、子ども・子育て支援推進費補助金の補助金が上がっていますが、これらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

上から、障害者福祉費補助金でございます。障害制度の、平成30年から制度の改正が行われます。それに伴うシステム変更に伴う補助金でございます。2分の1の補助金でございます。

地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。この分は、放課後児童クラブの一部運営を委託するために、事前の準備等がございますので、それに伴う補助金、国庫3分の1、22万4,000円の計上でございます。

次の、子ども・子育て支援推進費補助金でございます。これの10分の10で、54万円でございます。これ、後ほど歳出で出てきますが、保育士の処遇改善に伴う電算システムの改修費で

ございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 13ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 13ページで、今回、放課後児童健全育成事業費補助金3分の1、先ほどからある説明だったと思うんですが、昨年末では補正で、支援員2名と別に、多動児要員1名が不要であったとあって193万9,000円かな、減額されたんですが、今回は、ちょっとこの辺についてもう一度、詳しい説明と。

今回、この補助金申請をするに当たって、これは、町から申請を行ったのか、どうなのか、ちょっとその辺についても説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 学童の分ですが、支援員が6名、確保しなければならないようになっておりますが、残念ながら、今4名でございます。前回の補正については、1名分の減額の補正をしております。

それと、補助金の申請は、もちろん町からいたします。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどの債務負担のところでは、1,650万円かな、60万円か、次の分を計上しますという説明でした。今まで吉富町が、町独自でやっている場合は、約1,500万円を計上していたと。だから150万円ほどの増だというふうな説明だったんですが。

今、ここで私が言った193万9,000円というのは、減額されていたわけですね。ということは、差額は、実際は、150万円ではなくて、350万円ぐらいになるということでもいいのかな、ちょっとその辺についての確認をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほどの費用の比較でございますが、29年度、町が上げている当初の予算書は、1,560万円でございます。今度、先ほどの申した債務負担行為は1,998万円ということで、約400万円ぐらい委託にすれば上がります。しかしながら、先ほども申したとおり3分の2が国、県からの補助金で、町としての実質的な負担は140万円ぐらいになります。

先ほどの減額の要因でございますが、放課後児童クラブには、いろんなお子さんがおられますので、その分、補助員の報酬と申しますか、そういうのは手当しておりますが、それがいらなくなったことよっての減額だと記憶しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど言った説明と、ちょっとわかりにくいんだけど、先ほど人件費という分で言ったから、今の金額になるのかもしれないけど、最終的に予算化された金額ベースと、最終的に3月のときに193万9,000円を減額されたわけですね。ということは、その本当にかかる費用は、そんならだったわけです。吉富町として、単独でやっていた場合。でも、今回上がる分との差額が、どれくらいになるのかの確認をしたかったわけです。わかるかな、意味わかる。

要は結局、審議するためには、今まで吉富町が単独でやっていたのが幾らだったのか。今度、予算を上げて委託しようと思っているものが、幾らだったのかというものがわからんと、いいか、悪いかの判断ができないでしょう、我々が。それを数字として今、聞いている。高くなるなら高くなる、安くなるなら安くなる、それがわからんと審議に持っていけない、それをお聞きしている。よろしいでしょうかね。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 従来のやり方であったら、全て人件費は、町が把握しております。来る人には、それなりの報酬を払います。しかしながら、今度委託になった場合は、総額で、人件費は幾らですよという契約になると思います。

必然的に、費用はかさみますが、健全な運営をする上では、必要な予算でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。（「今のでわかります。違うやろ」「ちょっと違うんじゃないか。言いよる」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

28年度の決算に対して、今がどういうことという御質問と思いますが、今、手持ちには、28年度の決算金額を私が持っておりませんので、また、委員会のほうでは詳しく説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） それでいいな。ほかにありませんか。

14ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 14ページ、ちょっと聞きたかったんで、済いません。

この一般単独事業債、これは償還期間と利率と、今回の庁舎増改築に関してのこの債務の総額、これが幾らぐらいになっているのか、元本償還合わせて総額幾らになるのか、その辺について説

明ください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

今回の一般単独事業債につきましては、償還につきましては、1年据え置きの25年償還の予定で考えてございます。

利率等につきましては、これからの借り入れになるわけでございますので、現時点では、わからないというようなこととなります。

それと、総額につきましては、担当課の総務課長のほうが答えます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

今回の一般単独事業債180万円を加えたところで、2億3,880万円の起債を起こすことになっております。そのうち、緊急防災減債事業債が9,310万円、一般単独事業債が1億4,570万円でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。いいですね。

歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

15ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。先ほどこのリストをもらったので、これまた委員会のところで聞きたいのですが、私は総務じゃないので、ちょっといろいろ説明を聞きますが。

まず、ちょっと1点聞きたいのが、前回、前々回の3号補正のときにお聞きしたのは、今後の増額はあるのかといったときに、警備部分など、今後も予算が出る予定というような説明がありました。今回は、そのときに予定していた額とどうなのか、これも予定されていたものなのかということが1点。

今後もまだ予算が出てくるのかどうか、その辺についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

この金額は、当初予定をしておりました。財政計画上で約3億円の予算を見込んでおりましたが、この今回の補正予算で、総額3億805万1,000円というふうな予算になっております。

まだ、執行額が確定しているわけではございません。入札等により減にもなっておりますし、

この備品についても、現に、入札により減額されるというふうに見込んでおります。でありますので、当初予定の3億円の範囲内で予算を計上いたしております。

今後の計上は、今のところございません。これが最後だというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと私、上の工事費のほうで聞いたつもりやったんだけど、工事費の中で、屋上波板塩害防止塗装というものが工事に入っております。これに関しての説明を、ちょっと求めたいものと、どの部分に行うのかというのが2点目と、もう一つ、以前、町の屋上には、防災のときのいろいろ何か工事しましたよね。太陽光だとか何かいろいろと設備した、何かした。そのときには、こういう問題は出なかったのか、今回新規で出てきたのか、その辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

この役場庁舎屋上波板塩害防止塗装工事につきましては、現庁舎にある波板の部分の塩害防止塗装工事をするものでございます。今回、新しく増築された庁舎が、立派な庁舎ができるんですが、横にさびついた波板があるというのは、やはり、見た目にもおかしいなというふうに思います。それで、これもしたいなということでございます。

この工事につきましては、平成13年6月に塗りかえを行っております。その前は平成2年11月に行っております。平成13年から16年経過しておりますので、この機に、きれいに塗りかえたいということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ。今、工事請負費をやってきたんで、次は、備品購入費についてお聞きしたいんですが、これちょっと3問ルールでいくと時間かかるので、先ほど購入一覧をいただきましたから、それに伴ってお聞きします。

1、各備品の必要性について、これ何問か、一遍に言いますからね。2、現備品で悪い理由は。3、それらを処分する場合、処分するのかどうかと、移動や処分費用は幾らぐらいを想定されているのか。4番、町長室の会議用応接テーブル、この必要性は、増改築で今回、会議室というのをたくさんこしらえるということを知っていたんですが、それでいいんじゃないかという件が4点目。5つ目、副町長室の備品、これに関しては不要ではないのか、任命時に購入でいいんじゃないか、任命されるまでの期間どんどん古くなるだけではないか、この5点についてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） ちょっと今、わかったか。ちょっと早かったけど。（「もう一回言おうか」「ちょっと、もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）

○議員（2番 山本 定生君） 3問なしで5問に分けようか。言ってもいいけど。

いいですか、1番、各備品の必要性は。（「メモもらい」「やろか」「そのメモによって答えてもらいます」「やろか」「出していいですか」と呼ぶ者あり）それ見てもらうまでちょっと待たします。下の赤ね。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、1点目の各備品の必要性はということでございます。これにつきましては、必要最低限の物を、今回購入したいというふうに思っております。現在使える物、ある物については、できる限り使用したいというふうに思っております。

現備品で悪い理由は、今回、職員の机、職員の机について、新たに購入したいということでありまして。それは、増築部分に移動する職員の机です。これは今、職員が使っている机は、私もいつ買ったんだろうかなというぐらいの古いやつでございます。中には扉があきにくい物とかいうのもございますので、今回、新たに買ったことにより必要なくなった物でいい物があれば、それを悪い物と交換をしたいというふうに思っております。

それともう一つ、移動するに当たって、向こうに、先に設置しておきたいと。そういうほうが、移動がスムーズにいくというのが、それも一つあります。ただ一番大きなのは、やはりもう古くなっている、机が古くなっているの、これを機に、古い物は、もう使えないような物は処分したいというものでございます。

町長室の机については後でありますので、そういったことで、ロッカー等も、今あるやつを使いたいと思っております、ロッカーの購入は今回は入っておりません。カウンターとかは、必要でございますので、カウンターは買うようにしております。

それともう1個、それらの処分、移動ですが、使えない物はもう処分をせざるを得ないというふうに思っています。それは処分については、あっこのごみ焼却場のほうに持っていければなどというふうに思っておりますし、それで処分できない物は、入札、これはもう入札をしますが、落札した業者に処分をしていただくというふうに思っております。

それと、あと副町長室ですが、現在、副町長は不在でございますが、やはり副町長は、設置していただきたいというふうに思っておりますので、近い将来、設置できるというふうに思っております。

今回、入札で購入いたしますので、まとめて購入したほうが有利になるというふうに判断をいたしております。

町長室の備品ですが、今回、応接テーブルを購入したいと思っております。今、応接セットで、低い応接の椅子、テーブルなんですけど、あの椅子は、最近高齢者の方がお客さんで見たときに、やはり座りにくいというふうな話もよくあります。でございますので、委員会室にあるようなテーブルを設置したいと思っております。委員会室よりも、ちょっと短い4メートルのテーブルなんですけども、それを設置したいと思っております。その用途は、応接はもちろんですが、会議等でも使用できればなど、いろんな用途で使用できればなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じ、役場庁舎の増改築に関してなんですが、何ていうんですかね。全協の席で、レイアウトというんですか、ここに何の部屋とかいう紙、一覧表をもらいました。その際に、議長のほうから、議会というか、申し入れしていたことについての議論があったと思うんですけれども、その後、何か検討されたんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

その後、総務課のほうで検討をいたしましたけど、やはり、全協のときに示させていただいた図面でいきたい、図面のほうがベターだという判断で、この形でいかさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど机類に関しては、今の机が古いから新しいのにかえたいというのと、今、古い物と入れかえもしますよ、なるべくしますよということの説明でした。ですから、それはなるほどなとわかったんですが。

今回の件で、人員がふえるわけではないですよ。部署、課がふえるわけではないですよ。ちょっとその点の確認をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 現在のところ、部署、課はふえる予定はございません。（「人員は」と呼ぶ者あり）

人員につきましても、地域おこし協力隊員が3名ふえることになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほどの、同僚議員のレイアウトの件ですね。議論はしたけれども、このままでいくという回答でした。その後、補正で何かするとか、今回はこのままでいくけ

れど、次の機会にするんだとかいう意見もありましたでしょうか。それは、どのように処理するのでしょうか。議長からの正式な申し入れが、具現化されていないレイアウトでしたので、全協では、いろいろ紛糾したと思うんですが、それが執行部の中で伝わっていないのでしょうか。それでも、このままいくということでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 全協のときも申し上げましたが、総合調整会議を、教育委員会を除いた全ての課を対象に集まってお聞きいただきまして、総合調整会議を開催し、それぞれの課の意見をいただきました。その中で、議長から申し出のあった内容と同じ内容のことを、議会事務局長から申し出を受けました。それらを総合的に判断して、企画財政課からの申し出があった件のほうは、住民サービスにとってベターだという判断をいたしまして、こういった形にさせていただきたいというものでございます。

今後というのは、増改築というのは、今後、当分ないと思いますので、こういった形で当分はいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じ件なんですけど、住民から町長も、そして議会も選ばれております。よく、車の両輪って言われるんですけども、対等な立場だと思うんですね。その中で、議会全体とは言いませんけれども、私の考えでは、やはり庁舎の中に、対等な立場である議会と町執行部というか、そのトップが、一つの部屋を持つということについては、どのようにお考えでしょうか。

現在では、一つのフロアというか、一つの部屋を議長、副議長室、そして議員控え室、そしてまた議会事務局が使っていますよね。このことについて、今、言いましたように、対等な立場であるべき者の処遇としては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、岸本議員さんからの御質問ですが、一般的に言われております議会と執行部の立場について、私は、部屋の広さではないというふうに思っております。それぞれが、責任ある仕事をするのが、対等だという心構えを持って、責任ある仕事をする必要があるというふうに思います。

また今回、議会からも「もう少し窮屈だから」という申し出をいただいておりますが、内部で、先ほど課長が申しましたように、いろいろ協議をする中で、我々は、まず第一に、住民サービスが我々の責務だと思っている。住民の皆さんに、役場庁舎においでいただいたとき、あるいは住民の皆さんの福祉の向上について、仕事をする上で、やはり職員にとって必要な部屋の広さ

が、まず、最優先されるのではなからうかなということでもあります。

議会の皆様には、大変窮屈な思いをしていただくわけですが、今、上下水道課が使用しておりますあの部屋に、企画財政課を入れて、また、この機会に、地域おこし協力隊の職員を増員するというので、吉富町の、これからの町政の発展のためには、必要不可欠ではなからうかなというふうに思っております。

議会の皆様方も、まずは、吉富町の将来の発展を願うことが、我々執行部と何ら遜色なからうというふうに思って、今回のレイアウトの予定をいたしております。そのためには、これを実現したからには、職員にも、議会の皆様方のそのような御配慮を、職員全員に知らしめて、今まで以上に、しっかりと仕事をしていただきたいというふうに、私は考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 誤解のないように言いたいと思います。

私たちも、議会と町長が対等だから部屋をくれなんて、そんなふうに、そこだけを行っているわけじゃありません。先ほど町長は、「住民サービスを一番に」って言われましたけれども、それは私たちも百も承知です。

議会にも住民の皆さん、お見えになります。陳情とかいろんな意味で。そういったことも含めてというか、もちろん、そういった議会活動が必要だからこそ、私たちは言っているのであって、その、その住民サービスを一番に考えなければいけないということは、町長と同じように考えております。

一つだけお聞きしますが、先ほども答弁あったかと思うんですけど、もう一回ちょっと聞きたいんですけど、これは、もうこのまま、もう改善の余地はないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私も議会の経験があります。私が議会議員になった折に、議員さんの定数が16名でした。私の前は18名。その前は、たしか20名と聞いております。その当時と今の議会事務局あるいは議長室等は、同じままなんですけど、当時も議員さんから、もっと議会の議員として、いろいろ中で打ち合わせや検討会や、いろんなものができるような議会の部屋ができないものかというような話もありました。

そのときに、ある先輩議員が、今富、まずは職員にしっかり働いてもらうために、職員を最優先、住民を最優先にしてもらおうと、我々議員は少し我慢をしようというようなことから、議員定数が4名減りまして、次回は12名になりました。その折に、議員はもう少し住民のために、議会の活性化のためにも我々は勉強をしましょうということで、当時は政務調査費ですかね。を

つけていただきました。そして、議員は日々、議員活動をしていただいたり勉強をしていただいたりということで、役場の中にそれだけの部屋がなくても、我々議員として、責務を果たせるよ、というようなことを先輩からも教えていただきました。

今回、議員の皆様も、多分同じ考えだというふうに思っております。

十二分に部屋があるのであれば、議会の皆様にもどうぞということが言えるんですが、増改築をする中であっても限られた土地の中でいたしておりますので、なかなかそれがかなわない、ただ、議員さん方が議会として研修会等をする場合はですね、フォーユー会館の研修室もありますし、その辺をうまく活用していただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほどの調整会議の折に、議会からの要望を考慮すべきだという意見はありましたでしょうか。それを否定するような意見はあったんだろうと思うんですが、それはいかがですか、そういう声は、調整会議の中で出ましたでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 総合調整会議の中で、各課からいろんな御意見をいただきました。その中で先ほど申し上げた議会事務局長から、議長と同じような要望、御意見をいただきました。と同時に、企画財政課長から、今示しているような地域協力隊員が3名ふえるので、ぜひそちらに行きたいという要望も受けました。そのほかにもいろいろな要望を受けました。その中で意見を出し合って、その後調整を個別に図っていきました。この調整会議の中では、それはおかしいとかそういう意見は出ておりません。その後、個別に調整を図って、案で示したとおりが一番ベターだと、ベターだというふうに考え御提示をしているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） 岸本議員がおっしゃったことは大前提なんですけども、町長がおっしゃることもよく理解できます。

ただ、私が言いたいのは、せつかくのチャンスですから、私どもは何が何でもこうしてくださいというふうに言っているわけではないんですよね。

せつかくのチャンスですから、同じテーブルについて、どうしてもっと深い議会と執行部との話し合いができないものかなというふうに考えるわけであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、花畑議員さんから御指摘等いただきました。

私どもも、議会の皆様と好きこのんで対立をしようとかいうことは、全く思っておりませんし、また日々、お気づきの点があれば、お声をかけていただければ、誠実に対応していきたいというふうに思っております。

今回の件につきましては、なかなか我々が、議会の皆様の思うことを実現するのに、なかなか名案が浮かばないということが一つあります。

最終的には、今、企画財政課がおる部屋を通常の会議室にして、あいている時間帯は、例えば議会の皆様から申し出があれば、会議室ということで使っていただけることはできるかなというふうに、今、思っておりますが、その辺の使用のやり方、仕方等も考えていかなければならないし、どちらを、何を優先するかという、庁舎内の会議なのか外部の人の会議なのか、議員さん方の会議、その辺の調整もやっていかなければならないし、もう一つは、今の委員会室を昔はいろいろな会議で、執行部の会議にも委員会室を使わせていただいております。ですが、あそこはやはり、議会の皆様の委員会室ということで、この議場と同じような考えで我々執行部の会議として使うのは、いささか問題があるのではなかろうかということで、数年前から使用は控えております。そして、フォーユー会館あるいは老人福祉センターを我々も使っております。

ただ、委員会室で今、お借りしているのは、毎月の役場の監査の折だけにたしか使わせていただいておりますが、今後は、その監査も企画財政課の部屋を監査のときに使っていただく、あるいは副町長室を使っていただくようなことに考えております。

そういうことで、お互いが今あるものをお互いに、少しずつ譲り合いながら有効に使っていただければと思っております。

また、将来、もう少し役場庁舎が何とかできるようなきが来れば、またその折には、今、申し出をいただいておりますことも、実現ができるように頑張りたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） そうなのかなと。ただ私が言いたいのは、議長が随分前からこういう要望を出されていたときに、どうしてその途中途中で総務課長さんが報告に来て、今、こうなっていますが云々とか、そういう報告はなかったのかと、やはり私たちどもはお互い笑顔でこの完成を待ちたいなというふうに思うわけなんですよね。だから今町長がおっしゃったように、譲り合うというか、心配りが足りないんじゃないかとかいうことも、この間の全員協議会で随分と話し合いされたわけなんですけども、その辺のところ総務課長はどうですか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 途中で、そのあたりのことも議論したことがあります。その当時はまだ

具体的にというのがなかなか固まってなくて、先月の半ばぐらいにやっとこれでいこうという案になりましたので、その間、そういう話がなかった、議会の皆様からみれば途中で何らかの話があってもよかったのではなかろうかなというふうに、これ思われてもしょうがないなと思っております。言われても答弁ができないなというふうなところにはありますが、現実には、先月半ばぐらいに今の最終案が決まって、それから資材の調達の準備をして予算を立てて、そして、今回の全協への提出になりましたので、その辺は歯がゆい思いがあるかもしれませんが、事務方の努力も酌んであげていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとまた論点が段々おかしくなっているんで、1点お聞きしたいんですが。

先ほど町長が説明されました住民サービスの向上のためということですね、議会は以前に比べて、人数は減っているのではないかというようなことを言われていましたが、私が多分先日総務課長に言ったのは全く違う話だと思うんですね。

住民サービス向上のために我々としては議会事務局の設置を正式に求めたいということを説明したと思います。

例えば、現在では議会事務局長1名、机は1台です。でもしかし、議会には本来であれば補助員という形になっていますが、あと2人職員がいるわけですね、この机がそもそもない。これについて私は少なくともこういう部屋を確保するのがまず必要ではないかと、先ほど町長が言われました住民サービスの向上、そのとおりです。我々もそう思っています。議会事務局というものを通じて住民サービスの向上を図りたいと思っています。それがないではないかという点が1点。

先ほど、地域見守り隊という方の分だけふやしたと言って企画の案が通ったと言っていました。地域見守り隊じゃないや、地域おこし協力隊か、ごめんなさいね。と言いました。この1年契約、最長3年契約の方のために部屋は用意しますよと、しかし住民サービス、住民負託を受け、住民代表である議会に対して議会事務局に対しての部屋は用意しない。この根拠はどこにあるんですか、ちょっとその辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

兼務職員の机を同じ場所に置くべきだという御質問です。

兼務職員は、いろいろな兼務がございます。その兼務ごとに机を置いているわけではございません。それぞれ兼務職員は自分の机を持っておりますので、そこで事務をして兼務が必要であれば、そこで事務をとっているところでございます。

それは、一番いいのは局長の横に2人の兼務職員の机があれば一番いいのですが、いかんせん狭いということがございますので、そういうふうにしております。

ほかの兼務職員もそのようにしております。

地域おこし協力隊については、今後ずっと続いていくというふうに聞いておりますので、1年、3年ではない、今後も続いていくということでございます。

以上です。（「そっちを優先した根拠」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 企画の部屋を今、皆さん見ていただければわかるんですが、あの狭い部屋で、両脇が全てロッカーを置いて仕事をしている、いろいろな方が出入りする中で、やっと入り口の左側に打ち合わせの机を置いている。それだけで足らなくて、上下水道課と共用で廊下の一部に打ち合わせ台を置いている。椅子もどこかここか余ったものを持ってきて置いてやっております。それはもう皆さん方、毎日、日々、目にさせていただいていると思います。

その中で、やはり役場の中で大事な書類、そしてきちんと保管しなければならないもの、それから日々の業務の中で、やはり素早く取り出せて、いろいろ前の書類を活用しなければならないというようなこともありますし、事務用品も昔は机一つで職員が手書きでやっておりましたが、今、コンピューターがそれぞれにありますし、また印刷機がありますし、いろいろな機材があります。それぞれを使う上でも普通の事務に支障が出ないような、効率のいい作業ができるようなものということでしております。

決して企画財政課に3人ふえるから議会とどっちが重いのかなとか、そういうことは全く考えておりません。

事務執行上、どれだけの広さがやはりいるのか、今のところに入るのか入らないのか、それから、通常の業務で必要な書類等の保管が大丈夫なのかということも含めてですね、そういう判断になりました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。16ページ。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） お尋ねします。

15目まち・ひと・しごと創生事業費の1節の報酬、地域おこし協力隊員報酬、先ほどからずっと、丁寧な説明を受けました。

周辺自治体でも、数年前からこの事業を起こして、いろいろなメディアで放送され、活動・活躍を見聞きしております。

我が町はどうしておくればせながら、今回の事業の提案になったのか、過去こういうことをしようと思ったことはなかったのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

本町の地域おこし協力隊の取り組みは、近隣の市・町より多少おくれたなということは、間違いないことだと思います。ただ、吉富町が取り組むに当たっては、まち・ひと・しごと総合戦略ですね、これで外部の人材の活用ということをテーマに上げまして、今年度29年度につきましては、そういったビジョンを作成して、30年度からこういった形で活動してもらおうというようなことスケジュールを組んで、やってきた関係でございますので、近隣から比べると取り組みのスタートは遅かったということは確かでございますが、スケジュールどおり進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じ15目ですね、15目の11節需用費のところの修繕料、それから、14節自動車借上料、同じく住宅借上料、その下の18節備品購入費の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） まず、11節需用費の修繕料でございますが、この修繕料5万円につきましては、後で出ます隊員が使用するパソコン等の修繕というようなことで組んでいる予算でございます。

それから次に、14節の使用料及び賃借料で、まず、自動車借上料で上がってございます180万円でございますが、これにつきましては、隊員が活動に使用する軽自動車の借り上げ料ということで、軽自動車3台をレンタルする予定でございます。

その、費用なんですけど、月5万円で12カ月の3台ということで、180万円が上がっているわけでございます。

18節の備品購入費の合計で116万円を計上させていただいておりますが、内容につきましては、この地域おこし協力隊、今回3人を募集する予定でございますが、その方の机や椅子の3セット分、それからパソコンにつきましても、1人1台貸与したいと思いますので、そのパソコンの3台分、それとプリンターを1台ですが、備えるということでのそういった合計金額として116万円が上がったものでございます。

住宅借上料ですが、これにつきましては、地域おこし協力隊の隊員を町内に住んでいただくということで、町のほうで、住宅を、アパートになると思いますが、借り上げるということを考えてございます。

金額は家賃5万5,000円を想定してまして、これが3月にそういった契約をする必要が

ございますので、その13カ月分を家賃として組まさせていただきます。その3件分と
というようなことでの金額、あと、初期費用として引っ越しの準備等の費用も必要となりますので、
そういったところも、もろもろ含めましての住宅借上料で289万5,000円を上げたもので
ございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと先にね、まち・ひと・しごと創生事業のほうにいかれた
ので、ちょっと先じゃあこっちはいきますね。

今、引越し代とかその他、家賃の件が出たんですが、この借り上げ料はどうなんですか、民間
住宅というのはどういうところを想定されているのでしょうか。空き家を活用する予定はあるの
でしょうか。ちょっとその点も教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 今、考えてございますのは、民間のアパートというようなこと
で、空き家の活用もできれば考えていきたいんですが、まだそこまで整ってございませ
んの、今回につきましては民間のアパートで考えてございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、あの、挙手をして、はっきりして。

○議員（2番 山本 定生君） はい、議長。同じページでお願いします。

16ページのね、先にこっちにいったんで、今、下から上に上がる形で申しわけないが、諸費
で、舞台操作員賃金と印刷製本費、通信運搬費というのがあるので、これらについて説明を求め
たいんですが、何かやられるのかなと思うんですが、ちょっと、講師料などが入っていないんで、
ちょっとわかりづらいので説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

これは3年に1回、豊前警察署管内で開催しております暴力団追放推進大会が、来年の2月
9日に吉富フォーユー会館で開催されることになりました。

この舞台操作賃金につきましては、フォーユー会館の大ホールを使用しますので、舞台操作員
の賃金を計上しております。

印刷製本費につきましては、この推進大会で配るパンフレットなどを入れる封筒を印刷製本で
作成するための経費です。

通信運搬費につきましては、吉富町の関係者に対する案内に関する通信運搬費です。

この暴力団追放推進大会は、豊前警察署が主催をいたしますので、講師の報酬やパンフレット

の作成、その他の備品については、豊前警察署のほうが予算計上をすることになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） ごめんなさい16ページになるのか、ページの上やった、徴税費で、賦課徴収費で臨時職員等賃金と入っています。これについての説明と現在の税務課の定数と実数、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

税務課に臨時職員賃金というのを計上させていただいております。

例年、確定申告の時期になりますと、職員が確定申告会場に行ったり、庁舎内の職員が手薄になりまして、毎年お願いをしているところでございます。

今現在、税務課が7名でなっております。

特に、税務課に何名という定数は定めておりません。7名体制で今現在、対応をしておりますが、この申告時期に当たりまして、やはり事務的に手薄になるということで1名の臨時職員の配置をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 17ページ。山本議員。

○議員（２番 山本 定生君） 済みません。16ページに戻りましたので申しわけない。

17ページで民生費、社会福祉費で社会福祉総務費の中で、障害福祉サービス支給管理システム改修業務委託料というのが上がっております。

これは、法改正か何かあったのでしょうか。今後変わるのか、変わる予定なのか、その辺について教えてください。それと、これの内容について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

平成30年度に制度改正が予定をされています。

今、説明会等が開かれる予定になっておりますので、詳細については、その説明会の後になります。大幅な改正はございませんが、やっぱりいろんな単価の入れかえとか、そういうのが予定されています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） その下です。償還金利子及び割引料402万3,000円ですか、その返還金についての説明をお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

いずれも平成28年度分の返還金でございます。

まず1点目ですが、障害者自立支援給付費国庫負担金の返還金が161万2,320円です。

2点目でございますが、平成28年度の障害者自立支援給付費県費負担金の返還金です。これが80万6,160円。

次は、障害児入所給付費国庫負担金の返還金でございまして107万283円。

次が、同様の障害児入所給付費県費の負担金の返還金でございます。これが53万4,142円でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 理由といたしますか、こういう返還金が起こった理由をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 理由でございますが、平成28年度ですね、障害者施策の分で、前年度を参考に補助金申請をいたします。

実際、補助金申請に比べて、給付額が下がったものというものでございます。

御存じのとおり、障害の給付費は予算がありませんから使えませんとか、そういうものではございませんので、十分に予算をとらせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今の返還金の件で、ちょっとお聞きしたいんですが、これは昨年の分、28年度分が余ったというか、使わなかったために残った分を返還ということだと思うんですね、今の説明だと。違うんかな、わからないけど。

これ、いつ確定したんですか、確定されたから返還というふうに先ほど言われたんですけど、いつ確定されたのか、確定した時期はいつなのか、と、もう一つ、これらについては延滞金というのはつかないのですか。

それと、例えば、時間が長ければ長いほど、何らかのペナルティみたいなものはあるんですかね。例えば交付税が減額になるとか、算定根拠の基準になってしまうとか、何かあるんですかね。ちょっとその辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

トータルの受け入れ金額は1億1,150万8円、実績で1億712万6,103円ということで、この差額が返還金となります。

御存じのとおり、利用者は3月31日まで利用をします。

その分で実績でございますが、29年度になったら、多分、5月か6月に実績の報告がございます。その後に国・県のほうから、実績の報告の時点で、大体の返還金はわかりますが、国からの正確な、そういう通知は、今、手元にはないんですが、その後に通知が来ます。その分で予算を計上させていただいております。これに伴う、返還金に伴うそういう利息とかそういうのは、全くございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） ペナルティの件ですが、そういうのは一切ございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 私が聞いているのは、いつ確定したのかという話をしたんだけど、今の説明では5月ぐらいにはある程度わかっていると、それから即通知が来ているという説明、通常は自治体とかそういうものというのは、予算を3月に計上して、大体いつも9月に決算というものを迎えますよね。これを確定する時期がもう少しかなり早い時期で来ているふうな説明をされたんですが、12月議会じゃなくて9月議会で本来上げてきてよかったんじゃないのかなと思うから、その時期について聞きたかった。

それからもう1点、例えば11月24日には臨時会もあっている、こういうのは早く早くやったほうがいいんじゃないのかなと思ったので、普通するんじゃないかなと思ったので説明を聞いているんです。ちょっとわかりますかね。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 私が早めにわかると言ったのは、職員がつくる実績報告、国・県に出す実績報告のときに、大体の過不足がわかります。

その後に、国・県で審査をして返還金の確定通知が来ます。

早めに出せば、早めの予算措置をしなければなりません。これには利息も何もつきませんので、なるべく年末まで引っ張ったほうがいいということで、そういうふう考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 18ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。報償費、これ、敬老会と敬老会記念品か、これが残った形になるのかな、残額って言うていいのかな、ちょっとわかりづらいんですが、これは辞退

されたか何かですか、死亡されたんですか。この算定根拠ちゅうのはちょっとどうなっているのか、もともとのね、ちょっとその辺、余った金額の人数といわゆるこれが中身について、これ、もともと予算化したときの算定根拠について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

敬老金の5,000円につきましては、そういう辞退者はございませんでした。

当初、予算を組む時点で730名分の計上をさせていただいております。もちろん常識的に考えたらですね、死亡等が発生をいたしますが、何分死亡の数は入れないものと昔からそういうようなルールになっておりますので、その分の亡くなった人の分だと思います。

実際支給されたのがですね、679名分ということで、730名から679名、この差額が不用額となりました。

敬老会の記念品につきましては、5,000円相当の記念品ということで、予算を計上させていただいておりますが、入札結果では、3,780円で落札が行われております。この分の残額と、当初では146名掛け5,000円で予算を計上してございましたが、実際に支給した人は134名ということで、これも敬老の日までのそういう死亡の人数は入っておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、ちょっと今、確認したのが、51名が結局亡くなったという形になるんだと思うんですね、その亡くなることを前提にしない予算化ということなので、ということは51名が亡くなったということだと思うんですが、ちょっとそれはまた後で委員会でお聞きします。

下の児童福祉費の中で、放課後児童クラブ運営委託費、先ほども債務負担行為の中でも説明を受けたんですが、この金額の根拠。先ほど人員が足りない、2名ぐらい足りないような説明もしてましたが、不足人員のままで町が運営していることに関して、余裕がない状態に対して、法的や条件的に問題はないのか、今現時点で、支障がないのか、ちょっとその辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

3クラブございます。それには必ず2名の支援員を配置しております。

嘱託支援員は4名、あとの方は、代替の職員を6名ぐらいの登録がございますので、その方を配置しておりますので、特段そういう法的な問題はございません。

そして、この予算の根拠でございますが、これですね、先ほども申したとおり、新しい事業者

に、その運営の一部を委託するわけですが、4月1日からのスタートでございますので、それまでの準備期間としてですね、そういう事業者の幾ばくの人件費、それと支援員募集のためのPRとかをしたいと思いますので、そういう広告宣伝費等を計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 19ページ。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 6目幼保一体化施設こどもの森費の17節公有財産購入費の土地購入費の件について、お尋ねをいたします。

この土地購入費600万円で、今後、相手方との取り引き契約がスムーズにいったとして、今後の予定として来年の春まで、新年度までに駐車場の整備ができるかどうか、今後の予定がわかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

予算成立後に、相手方と直ちに交渉に移るんですが、農地でございますので、農地の転用とかいろいろそういう諸手続があります。

3月中に町に所有権が移るものと予定をしております。

それとあの土地は、あの地域は包蔵地、文化財の包蔵地になっておりますので、教育委員会のほうから事前に調査、もし何かがあれば本調査、その後に造成にかかりますので、いろいろな状況を勘案しても、秋口かなと私は思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この600万円ですが、これ何平米というのは言いましたですかね、それをお願いします。

それと、これは田んぼで購入したんでしょうか、それとも宅地なんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 平米数は1,133平米でございます。

御存じのとおり、町としては、田んぼとしては購入できかねます。

不動産鑑定状況をちょっとお話ししますが、これが雑種地もしくは宅地という評価をします。それからいろいろな減額をやって、残ったその数字が600万円ということになっております。宅地なり、雑種地で買う金額でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これは雑種地にしたのは、持ち主が先に用転をかける、用地転用

ですかね、ちょっとその辺がわかりませんが、それは、その辺をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

通常、宅地として農地を買う場合は、先ほど申したとおり、転用許可を、申請をいたします。その転用許可に係るいろいろな費用は、持ち主が転用許可を出すというのが通常ルールのようなのです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、ちょっと同僚議員が質問をされていたんで、またこれ細かく委員会でも聞くんですけど、ちょっと確認したいんですが、転用した後に買うというような、今、説明でよかったんだと思うんですが、これ例えば予算が通らなかった場合は、この用地というのはどういうふうになるんですかね。それがまず1点と、さっき、1,133平米って言ったんかね、これちょっと違ったかな、わからん、ちょっと、僕、土地のこととか詳しくないんで、いわゆる坪当たりでいくと幾らになるんですか、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 面積ですが、1,113平米です。

もし、これは予算が通らなければ、買えないということで、従来どおり。（「この土地はどうなるんかね。転用するんかね」と呼ぶ者あり）

この土地は現状のままです。

この金額を逆算すると、坪当たり1万7,000円ぐらいにはなると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2目13節の委託料で、病児・病後児保育事業委託料上がっていますけれども、この事業、病気のお子さんの保育だと思うんですけど、今、利用状況はふえていくのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

今回の予算措置でございますが、10日分の増額をしております。

利用者にしても、1カ月当たり二、三人という状態です。多いときはインフルエンザの時期になれば、かなり殺到するんですが、通常そういうのがなければ、そういう程度でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。暫時休憩いたしたいと思います。

午後は、この保健衛生費から始めたいと思います。

午後の開始は13時15分からとします。いいですか。13時15分から。

その前に、町長より歳出全般での答弁不足があったので、追加答弁したいという申し出がありますので、町長どうぞ。

○町長（今富壽一郎君） 先ほどの御答弁の中で、庁舎内の各事務所の使い方、部屋の使い方という問題の中で、今回、町長室、副町長室に、何というんですかね、会議用のテーブル方式、今、委員会室にあります、ああいう形の机と椅子ですね、もうちょっと簡素なんですけど、小さいんですけど、それを置く予定にしております。

今、現在、使っているソファについては、ちょっと高齢の方が見えますとですね、座るのは座れるんですが、立ち上がるのに、なかなか立ち上がれないということで、先ほど課長が話しましたが、なかなかソファを遠慮する方が結構いる、それから、かなり一つ一つが大きいものから、中に入る人数も限られてきます。そういう意味で、テーブル形式で応接用の礼を欠かさないで、会議もできるというようなことも今回考えております。副町長室もしかりで、いろいろなもので使えるようなことで、庁舎内の狭い庁舎をいろんな意味で、多目的にうまく使っていこうということを考えておりますので、どうか皆さんの御理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） もう一度、発言します。

暫時休憩に入ります。再開は13時30分からです。

午後0時27分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

19ページの保健衛生費からです。

20ページ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 20ページ、農地費ですね。19節負担金補助及び交付金のところですか。

農業水利施設保全対策事業負担金50万円という、この事業について御説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

現在、排水機場の改修工事を県営事業により、農業水利施設保全対策事業並びに県単事業であります農業農村環境事業において、改修工事を行っております。

その総事業費2億1,300万円のうち、2億1,100万円については、既に負担金の納付をしておりますが、差額分の200万円につきまして、町の負担金が事業費の25%でありますので、その負担金50万円を補正計上するものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 5項の2目の8節の竣工記念品代、山王団地と同じと思うんですけども、何名を予定していますか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

5業者の予定でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員、業者だけでいいな。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） これには、一般の来賓とかも含まれるんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

竣工記念品代ということで、施工業者、設計業者でございまして、来賓の方には、その下にございます食糧費で対応したいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 7款商工費で、商工総務費でね、今回、職員等出張旅費が入っています。

これは、どこに、誰が、何のために行くのか説明ください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

今回の旅費7万1,000円の補正ですが、来年2月に東九州道の全線開通を契機としまして、県内外から沿線地域へ観光客の誘致を図るために、県と東九州道沿線の自治体が主体となりまして、小倉駅周辺にて、「ぞっこん北九州・京築フェア」を開催いたします。その開催に当たって、担当者の打ち合わせ会議等に出席しております。また、国・県の創業支援等の説明会等がございまして、それに出張するに当たり、予算が不足しておりますので、補正計上するものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これね、今言った東九州道の開通に伴うものという感じなんです

けど、この東九州自動車道開通に伴う、何か町からのこういうふうな負担というのは、今後もまた出てくるのかな。

それとね、例えば、西日本高速道路かな、あっこは。あっこからの補助やないけど、何かあったりとか、国の国交省からの補助があるとか、何かそういうのはあるんですか。町からの単費持ち出しだけになるのかな。ちょっとその辺教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回のぞっこん北九州・京築フェアにつきましては、福岡県、それから北九州が大部分を負担しておりますが、沿線自治体においても数十万円の負担はしております。

西日本高速道路につきましては、このフェアについては、参画はしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 吉富町としては、どういう参加をするかちゅうのは、よく固まっていなにかと思います。そういう場に行ったときに、吉富町をアピールするブースなんかつくって、何かするイメージがするわけですが、何かそういうものは頭にありますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 東九州道沿線自治体もそれぞれブースを設置をする予定になっております。

本町につきましては、町内の事業者、それから農業者等から出店について、お誘いをかけております。まだ最終的な決定はしておりませんが、本町の物産を紹介するのとあわせて、今年度つくりました観光パンフ等も配布して、本町のPRをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これは質問の中に、今言われたように物産とか、何かそういうものを直売するちゅうか、そういうイメージで言われたと思うんですが、野菜とか持っていても、競合は物量からして、人材もすごいんだろうと思うんですよね。

ですからそうではなくて、吉富町がこういう地域だと、こういうことを目指しているとか、こういういい点があるよとか、そういうハウツーちゅうか、ソフトの面でアピールするのがいいんじゃないかなと私は思うんですが、課の中でそういうのは事前にもんで、会議の中、持ち帰ったりしてやるちゅうことも、課の中ではやるんでしょうか。その辺お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 当然一応、是石議員が言われるように、課の中では検討してお

ります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 21ページ。丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 21ページの学校管理費の15節と18節の内訳をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

10款2項1目の学校管理費のまず15節工事請負費100万円。関連で、18節備品購入費258万5,000円ですが、今回の補正予算につきましては、まず18節備品購入費で、学校備品といたしまして、小学校の体育館に大型スクリーンと、それを映し出しますプロジェクターの購入ということで、258万円を計上をさせていただいております。

スクリーンの設置につきましては、体育館本体からの工事が若干必要になりまして、体育館本体に300インチのスクリーンを予定しているんですが、それなりの重さがありますので、まずそこをつるせるように補強工事をいたしまして、今回設置するというので、その補強工事分が100万円ということで、計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その前聞きたかったけど、今、もう小学校いったんで、ちょっと先にこっちいきますね。

今説明で、電動式スクリーン設置工事と学校備品で、スクリーンとプロジェクターの購入費ね、これが上がっているということを説明を受けたんですが、これそもそもね、体育館に必要なのかどうかという必要性が1点。

もう1点、この体育館で使うこと、いわゆる授業で使うことがあるのか。もしくは、これは何回ぐらい年間使う予定があるのかというのが2点目。

3点目。本来こういうの、もし授業で使うんならば、視聴覚室とか、天仲寺側に教室つなげた多目的ルームちゅうんかな、あっこがあるよね。ああいうところに設置したほうが、授業として使うには使いやすいんではないかなと思うんですが、その3点について説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず1点目の必要性ということですが、現在、組み立て式の180インチのスクリーンがございます。質問の2番目にも関連するんですが、大体月で平均しますと、2回から3回の使用をしております。ただ今回、180インチ、以前から、それであれば大体190人から100人用の視聴用ということの大きさで、学校側からは、例えば複数学年、あるいは学年集会

をするときには、どうしても後ろのほうの児童はもう見えにくいということで、要望が上がっております。ですから今回、全校集会、あるいは保護者も含めた講演会等する場合に、体育館に参加された方全員から見えるようなというか、400人程度、500人程度が見れるような形ということで、300インチということで、そういう意味での必要性はあるというふうに考えております。

2番目の、先ほど説明の中にも言いましたが、授業あるいは全体の集会の中で、やはり月二、三回は使っておりますので、同じように使用頻度としてはそれぐらい。あるいは今回、これを電動式で設置することによりまして、例えば、映画鑑賞会とか人権週間のときにDVDを見るとか、そういうことも含めて活用が広がってくるのかなというふうに考えております。

3つ目の体育館に、という設置。電動ですから、当然ほかの場所には動かせませんけれども、やはり全体が入ると考えれば、体育館が一番ベストということで、学校のほうからもそういう要望が出ております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今説明がありました。月に2、3回、授業で使われているということなので、教育にかけるお金に関してね、とやかく言うつもりはありません。できる限りね、少しでも吉富町の子供たちのために、待遇改善でね、いい環境をつくってやることには私は大賛成であります。先ほど言ったように、体育館で集めてするものがそんなに頻度があるのかなというのが1点ね。

というのがね、このプロジェクターは今回工事費がスクリーンの工事費だけなのか、プロジェクターの設置も工事費に入っているのかというのが危惧されるんですね。というのが、プロジェクターというのは日進月歩で性能がよくなっています。もう本当に、明るい中でも見れるぐらいのものがどんどん出ていますが、まだ月日がたてばもっといいのが出るかもしれない。これを一度、天井とかに設置してしまうと、もう換えられないんですね。

ですから、ちょっとその辺について検討されているのか。これが後にね、1年後、2年後にもっとね、見やすいものとか。例えば今、4Kテレビとか出ていますから、もっと画質のいいようなものが出たときにね、すぐに換えられるようなものなのか、ちょっとその辺が危惧されるのでそこについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず15節の工事請負費には、プロジェクターの設置工事費は入っておりません。

今回、今御質問のありましたように、プロジェクターについても場所をとらないというところ

を考えて、体育館のステージの天井の横側にも設置ということも考えたんですが、管理の部分もございますので、今回は置き型式のプロジェクターの購入ということを考えておりますので、工事費は入っておりません。

今回、このプロジェクターはその300インチのスクリーンに対応します光量で、十分そこで見れる光量は発せられるものとして購入をしたいということで考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでね、後にこれは交換ができるということですよ。それが1点。

連動するわけですが、さっき言ったように視聴覚室とかそちらにも持っていったり、持っているような形になるのでしょうか。その確認をさせてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 済みません、プロジェクターは当然置き型式ですので、今後、またそういう場面があれば、買い替え等はできるのかなというふうに思っております。持ち運びについても当然、そこで必要な都度設置をしますので、視聴覚室等で使う場合に必要が生じれば、そちらにも持っていけるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、ちょっと小学校費にいったので、先にちょっと小学校費を聞きました。

済みません、土木費の住宅費、一番上のところ、21ページの一番上ですね。

先ほど、同僚議員が竣工式の記念品の話をされていましたが、その下のね、竣工式会場設営委託料、これは、この委託の内容はどういうものなんでしょうか。会場設営というと多分、テント張ったり、机とか何かするのかなとか思うんですが、わからないですが、これは町のテント使ってみずからやったりするような予定はないんですかね。ちょっと内容についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

委託料でございますが、テント設営、紅白幕、椅子・テーブル等の設置費用等になると思います。今予定しているのが3月20日に予定をしております、平日でございます。3月の後半は、健康福祉課はいろんな業務が煩雑になりまして、職員の手当てがつかかねます。

当初は、職員の手でちゅうことで、いろいろ検討させてもらったんですが、やはり役所内にお客さんを、きょう竣工式ですから、ちょっとまたあした来てください、ちゅうようなことにはな

りかねますので、こういうふうに業者に委託ということでさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 上下にランダムに飛んで申しわけないんですが、教育費の中学校費で、今回、地方交付税中学校費豊前市分というのが上がっていますが、これ参考にちょっと聞きたいんですが。交付税の中に、これが中学校の豊前市分というような明細か何かはあるんですかね。色分けがされているんですかね。ちょっとその辺について、一度確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

組合立の吉富中学校が本町に所在するため、普通交付税の中学校費分が、本町の普通交付税として算定されております。その中に内訳があるものではございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 22ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 社会教育費で、今回、文化財保護費の中に、豊前神楽保存連合会加入団体助成金というのが入っております。

この説明、要は、何団体とか、何かそういう内容があると思うんですが、その辺の説明と、この金額の根拠、それについてちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今回補正に上げております豊前神楽保存連合会加入団体助成金ということで、これは平成28年3月に、国指定重要無形文化財に指定されました豊前神楽の保存連合会に、本町の土屋神楽、吉富神楽の2団体が保護団体として加入をしております。

今回、こちらの2団体に対して、国指定重要無形文化財というふうに統一的な名前を冠した神楽を舞うときの旗を作製するために助成をするもので、この1団体に6万円を予定をしておりますが、近隣の加入団体、市町の作製をされているところの状況を踏まえまして、1団体、大体6万円から8万円ぐらいでできるということで、そのうちの6万円を町としては助成をするということで考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 6万円が、その近隣市町村が大体6万円から8万円からできていたということでこれ決めた。じゃあ、これ支給根拠というのは、基本的にはないということでもよろしいんですかね。仮に例えば、このね、団体2団体がつくったときに8万円だったら、

2万円足りないということになるんですが、それは関係なく、一応、一律6万円ということなんでしょうか。教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

根拠と言われれば、明確に何かが決まっているわけではございません。町で6万円ということで計上をさせていただいているところでございます。

例えば、隣の上毛町が6万2,000円ということで作製をしているようですが、豊前市が8万円ということで、大きさと、あと布の質の違いではあるかと思うんですが、そこはかかった経費のあくまで、町としては6万円ということで考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の件ですが、デザインに何か制約があるんでしょうか、それをちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

特にデザイン的な制約は考えておりませんが、あくまで国指定の豊前神楽の保存連合会ということへの、そこに加入していて、豊前神楽の普及に寄与するということでの助成ですから、国指定重要無形文化財豊前神楽保存連合会ということは冠していただきたいということで、助成団体には話をさせていただくつもりでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは11款のね、公債費についてお聞きします。

今回、町債元金償還金というのが3,000円。不足というか、補正されております。この3,000円足りなくなった根拠、理由と、これは何年分、どの分に絡むものなのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回、町債元金償還金が不足することに伴う増額補正ということでございます。

これは借り入れから10年が経過し、利率の見直しが行われました平成18年度借り入れの減税補てん債につきまして、見直し後の利率を0.1%で見込んでおりましたが、0.01%まで金利が下がることがわかりました。元利均等償還のため、今後の利払いが減少したため、逆に元金の償還額が見込みよりわずかですが増額いたしました。それに伴い、元金償還分の予算が不足し

たということで、今回の補正が必要となったわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） それでは、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、23ページ債務負担行為支出予定額等に関する調書。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 放課後児童クラブ運営委託事業についての債務負担の見込みですが、先ほど一番最初のページで3ページだったかな、4ページで、お聞きしたんですが、これは運営委託を行いたいということで、先ほどの説明では3年ぐらいをめどに委託を予定しているような言い方を説明で受けたと、私は思っているんですが。ここでいくと30年度分、単年度の債務負担ということになります。これは1年でいいんですかね。仮に1年後、何か条件変わったときはどうなるのか。ちょっとその辺の説明が欲しいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 私が先ほど3年と言いましたのは、町が直営になって3年がたちゅうことで御説明を申し上げました。

これは単年度でやっております。何分初めての試みでございますので、その業者が、きちっとやってくれるかちゅうのを1年の間で見きわめたいと思います。きちっとする業者なら、またその後も引き続きお願いをしたいということで、様子見ということで、1年の契約をさせていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 確かに、今までもごみ収集とかね、そういうのも1年やってみてからという、それも大変大事なことだと思います。英会話とか、そんなのもそうでしたね。これはいいと思います。

一つ危惧されること。先ほどの質問の中でいろいろ説明を受けた中で、若干私たちが危惧したものは、これ1年後に再契約はもちろんです。その前に、債務負担、今回組んで、業者選択のときに業者がいなかったらどうなるのか。

一応、1年してもらって、こちらで内容を確認すると言いましたが、1年後にこの業者がやっ
ていけないと言って撤退した場合、その後はどうなるのか。

放課後児童というのは、預かって1年ぽっきりじゃないですよ。ずっとやるわけですから、その先が、思いますとか、そういう言葉ではちょっと私たちも大変心配するわけですよ。その辺

についての、ちょっと説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 御存じのとおり、保育所事業はかつては社会福祉法人じゃないとできないようになっておりましたが、昨今は、都会地あたりは株式会社等も保育所経営に参入しております。いろいろ、私たちも学童のこういう委託する場合に、事前にいろんな調査をしております。隣の中津市もそういう業者、株式会社の業者に委託をしております。近隣も将来的には、そういう業者に委託するような流れとなっております。

築上町さんの例を、ここで取り上げていいかわからんけど、社会福祉協議会が、築上町は、受託を受けてやっております。何年か前から、社会福祉協議会にその旨をお伝えするんですが、なかなか体制づくりができないということで、将来的には社会福祉協議会、町民と直接かかわりのあるそういう福祉団体がしてくれたらいいなどは私は思っておりますが。

先ほど申したとおり、いろんな企業も実際営業に来ておりますので、その中のどっかの業者、もしくは社会福祉法人が受託してくれるものを前提に準備をしております。もしもの答えには、なかなか答えづらいものがございますので、ここで御勘弁をよろしく願います。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の御答弁なんですけども、課長の答弁、確認なんですけどね、学童保育というのは、やっぱり福祉事業ですよ。それで、株式会社というのは利益を追求しますよね。それで、株式会社がそういった福祉事業に参入していいというふうになったというのは知っているんですけども、今の課長の答弁からは、できれば社会福祉法人のほうにというふうな内容だったと思うんですけども、確認ですけどそれでよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 従前より、吉富町の社会福祉協議会の事業の展開について、いろいろな協議をさせていただいております。

近隣の町の社会福祉協議会は、いろんな町からの受託事業でそれなりの業績を上げておりますので、吉富町の社会福祉協議会もそれに沿って、事業拡大を図ってもらいたい旨を私は述べただけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が今質問したのは、言ったのは、株式会社も確かにそういった事業に参入できるようになったというのは知っているけれども、やっぱり株式会社は利益を追求するものなので、社会福祉法人、社会福祉を目指しているというか、そういったところにやっぱり委託したいというような課長の答弁だったと思うんですけど、同僚議員の答弁、先ほどの。そ

ういうふうに理解していいですかという、社協とは関係なくて、そういうことを聞いたんですけど。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） そのとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、24ページ、地方債の現在高に関する調書。

次に、25ページ、給与費明細書、26ページ、27ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 午前中の質疑の中で、今回庁舎増改築に関することに、議会のほうと執行部のほうと質疑やらせてもらいました。

今回の件、我々議会側が提案したものについて、午前中の答弁では、これ以上変わりようがないような説明を受けたと思っておりますが、これが採決まで、21日ですかね、まだ若干時間がございまして、きょう午前中に述べたとおり、いわゆるここに私たちがもらった資料のとおり、今後ともこれから変わる予定がないのか、それとも協議を続けられるのか、ちょっとその辺について御確認をさせてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この案でいかさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号平成29年度吉富町一般会計補正予算（第5号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

日程第6. 議案第64号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第64号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1 ページ。

歳入、2 ページ。

歳出、3 ページ。

次に、4 ページ、事項別明細書、総括、歳入。

5 ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入、6 ページ、7 ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。8 ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書、9 ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

**日程第7. 議案第65号 平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について**

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第65号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1 ページ。

歳入、2 ページ。

歳出、3 ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。

5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入、6ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。7ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第8. 議案第66号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第66号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。

歳入、2ページ。

歳出、3ページ、4ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の地方債補正についての説明を求めます。

2万円減額、ちょっとその辺について説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 御説明いたします。

今回の2万円の減額補正についてですが、後ほど資料で出てくるんですが、7ページをお願い

したいんですが。今回、歳入のところ、町債のところ、補正を組まさせていただきます。その中で、今回下水道事業債につきましては4つの項目がございます。

建設事業費に係る事業費分、資金の平準化を図るための事業債としまして資本費平準化債分、それと今回、再来年度に向けまして公営企業化に向けての移行分についての事業債、そして特別措置分という事業債、この4つの項目がございますが、大きくは今回、ことし予定をいたしておりました4本の下水道工事、それが全て入札が終わり、今契約をいたしたところでございます。

これに伴いまして、県のほうと事業債につきましての協議を行い、最終的に県と今年度についての協議オーケーの通知をいただきました。そのオーケーの通知に基づきまして、県から御同意をいただいた金額に、今回あわせて補正をさせていただきます。

結果的に増減はございますが、下水道事業債としましては、総額で2万円の、結果的に減額となっております。ですので、これにあわせて4ページの第2表の地方債の補正につきましても、後ほどの歳入の補正予算にあわせて2万円の減額をし、計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この補正予算についてもお聞きしたのはね、今説明がありましたのでいいんですが、一応確認します。

歳入のページで見ると3番目のね、公営企業会計移行分だけがマイナス2万円なっているんで、この1項が削れたとかそういう話ではなくて、ふえたのと減ったのを合わせて、ちょうどたまたまこの金額になったということによかったんですね。ちょっとその確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） そのとおりでございます。

○議長（若山 征洋君） 次に、5ページ、事項別明細書、総括、歳入。

6ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入、7ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。8ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、9ページ、地方債の現在高に関する調書の変更。

次に、給与費明細書、10ページ、11ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第67号 平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第67号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追っての質疑を行います。

補正予算、1ページ。

補正予算実施計画、2ページ。

予定貸借対照表、3ページ、4ページ。

補正予算明細書、5ページ。

給与費明細書、6ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号平成29年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

執行部は、退席されて結構です。

日程第10. 請願第2号 所得税法第56条の廃止をもとめる請願

○議長（若山 征洋君） 日程第10、請願第2号所得税法第56条の廃止をもとめる請願を議題

といたします。

事務局に請願書を朗読いたさせます。事務局どうぞ。

○書記（太田 恵介君） 請願第2号所得税法第56条の廃止をもとめる請願。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 紹介議員に請願書の要旨の説明を求めます。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 説明します。

所得税法の第56条にうたわれているのが、事業主の配偶者やその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないというふうになっております。

これは、青色申告の場合はいいんですけど、白色申告の場合がこういうふうになっております。これはまず、青色申告、白色申告どちらも申告の方法として認められているにもかかわらず、こういう不公平があるということが1点あります。

それから、この必要経費として認められないので、こういった奥さんとか子供さんの所得というのは税金の控除分、妻で年間86万円、それ以外の家族は50万円が控除されるんですけど、これが彼らの所得というふうにみなされるわけです。とても少ないので、ローンを、子供さんが車を買ったりとか、いろんなことをするのにローンも組めないというような状況が生まれているそうです。

請願書の中にありますように、国連もこれに対しては見直しを検討することというふうに勧告しておりますし、国会答弁でも政府としても、これは検討していかなければならないというふうに答弁がなされております。諸外国でも日本とは違った方法で、こういった人たちの労働が認められているということです。そういうことです。よろしく願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本請願に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これは私も詳しくわからないんですが、青色申告の場合は、たしか2万円か何か経費として最初から認めてもらえて、特典があるんですね。白色よりも青色のほうが税額の控除分はいいので、そっちにしたほうがいいですよというのがたしか税務署の今までの対応だと思うんですね。ただし、青色の場合は添付書類、その他がかなり多くて煩雑になるので、一般の個人事業者は白色のほうが楽ということで、私も白色をやっているんですが、青色にすることでいいんじゃないかなというのが1点と、もう一つは他の事業者の場合を例に挙げるんですが、うちは1人でやっていますが、家内分業という形で、いわゆる委託というか、売り上げを分けて、双方が白色申告をするというやり方をやってる人が多いんですね、夫婦とか、親子の場合は。そうするとどちらも事業者ということでローンも組めるし、いろいろできる。そもその制度改正が一番いいんでしょうけど、その辺はどうなんですかね。ちょっとお聞きして

ますか、わかりますか。教えてください。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そういう実態は確かにあるかと思えます。私が請願者からお聞きしたのは、現実的に今、白色申告をしている人たちが困っていると。道理的にも青しか認めないというのならば、なるほどそうなんですけど、青も白も認めているので、申告のやり方によってそういう違いが生じるのは矛盾じゃないかと。それに対しては先ほども言いましたように、世の中の動向というのは、国連もそうですし、政府自体が検討しなければならないということを答弁しておりますので、そこを税制の改革というんですか、先ほど同僚議員が言われましたように、法律的にこの人たちが救われるというか、平等性があって救われるというか、そういう動きというんですか、世論の動向が今からどういうふうになるかわかりませんが、現実的には今困っている。それに対して全国の自治体もかなり、なるほどというところで意見書とかを上げられているというのが実態です。

私はそこら辺がよくわからないんですけれども、請願で言われていることは、現時点では道理があるなと思って、そして現在今、既に困っている人があるから、ここの辺を救うためにひとつ56条というのを廃止することはいいことではないかなと思いましたが、意見書を上げたらいいなと思いましたが、紹介議員になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この意見書は、2つのことが同時に載っとるような感じですね。今言った白色に不平等があるよというようなことと、もう一つは人権の面からも差別的な税制だという、2つの面があるかと思うんですね。どちらを重点的にしているんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この請願項目にありますように、所得税法第56条を廃止するということです。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りします。ただいま議題になっております請願第2号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号所得税法第56条の廃止をもとめる請願は、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 2 時 21 分散会
